

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月11日

【四半期会計期間】 第76期第2四半期(自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日)

【会社名】 株式会社ケーヨー

【英訳名】 Keiyo Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 醍醐茂夫

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

【電話番号】 043(255)1111(代)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 開発担当兼財務担当 大胡敏夫

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

【電話番号】 043(255)1111(代)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 開発担当兼財務担当 大胡敏夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第75期 第2四半期累計期間	第76期 第2四半期累計期間	第75期
会計期間		自 平成24年3月1日 至 平成24年8月31日	自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日
売上高	(百万円)	94,159	90,661	180,812
経常利益	(百万円)	2,743	1,833	4,289
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,183	787	1,869
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	14,948	14,948	14,948
発行済株式総数	(株)	59,476,284	59,476,284	59,476,284
純資産額	(百万円)	35,423	38,238	36,796
総資産額	(百万円)	94,421	95,003	95,404
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	22.45	14.98	35.51
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)	6.25	6.25	12.50
自己資本比率	(%)	37.5	40.2	38.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,715	6,893	1,033
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	173	187	297
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,183	6,343	788
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	2,447	2,051	1,688

回次		第75期 第2四半期会計期間	第76期 第2四半期会計期間
会計期間		自 平成24年6月1日 至 平成24年8月31日	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日
1株当たり四半期 純利益金額	(円)	8.43	5.76

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期累計期間（平成25年3月1日～平成25年8月31日）におけるわが国経済は、アベノミクスへの期待感による株価の上昇、円高の是正等景気回復に向けての動きが高まりましたが、所得・雇用情勢には厳しさが残り、海外景気の下振れ懸念などから国内景気の先行きは、依然として不透明な状況となっております。小売業界におきましても、業態間、企業間の品揃え競争、価格競争も一層激しさを増している中、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

そうした中、当社におきましては、「ふだんの暮らし総合店」づくりをさらに進め、便利な買物と安さの提供、品揃え枠の拡大に努めてまいりました。テレビCMを商品紹介やセール告知中心にするなど販売促進の強化を進めるとともに、取付交換サービス「とりつけ君」の取扱い店舗の拡大等に取り組んでまいりました。一方で作業改善機器の導入拡大など、引き続きオペレーションコストの削減も進めてまいりました。

販売面では、開発商品のチラシ掲載を増やし、テレビCMで訴求を行った結果、「ドイツオリジナル電気のかぎり」をはじめとする電動工具や「ドイツオリジナルミニトマト苗」などの園芸植物が好調に推移いたしました。夏物商品につきましては、レジャー用品や保冷用品が好調に推移した一方、冷房関連用品は低調となりました。

店舗設備では、節電や環境への配慮といたしまして、LED照明への切り替えを進め、一部の店舗を除き導入を完了いたしました。

販売拠点の強化につきましては、4月に流山セントラルパーク店（千葉県流山市）、6月に上田緑が丘店（長野県上田市）を出店したほか、5月に1店舗の閉店を行いビルド&スクラップを推進してまいりました。また5月に狭山店のリニューアルオープンを実施いたしました。

こうした取り組みを行ってまいりましたが、当第2四半期累計期間における売上高は、906億61百万円（前年同四半期比3.7%減）、営業利益は15億9百万円（同33.9%減）、経常利益は18億33百万円（同33.2%減）、四半期純利益は7億87百万円（同33.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末の総資産は950億3百万円となり、前事業年度末に比較し4億0百万円減少いたしました。主な要因は商品13億23百万円、差入保証金5億34百万円の減少と、投資有価証券18億47百万円の増加などによるものです。

負債合計は567億64百万円となり、前事業年度末に比較し18億42百万円減少いたしました。主な要因は短期借入金37億88百万円の純減、長期借入金17億82百万円の返済と、支払手形及び買掛金30億10百万円の増加などによるものです。

純資産合計は382億38百万円となり、前事業年度末に比較し14億42百万円増加いたしました。主な要因はその他有価証券評価差額金11億95百万円の増加、四半期純利益7億87百万円の計上、剰余金の配当3億28百万円などによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ3億63百万円増加し、20億51百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期純利益14億33百万円に仕入債務の増加額30億10百万円、たな卸資産の減少額13億23百万円、減価償却費7億2百万円を加算し、法人税等の支払額5億87百万円を減算するなどして全体では68億93百万円の収入(前年同四半期は47億15百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、敷金及び保証金の回収による収入5億62百万円と一方、有形固定資産の取得による支出8億14百万円などにより1億87百万円の支出(前年同四半期は1億73百万円の収入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減少額37億88百万円、長期借入金の返済による支出17億82百万円、配当金の支払額3億26百万円などにより63億43百万円の支出(前年同四半期は41億83百万円の支出)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株式に対する大量取得提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。なお、当社は、当社株式等について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもた

らすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びにお客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、ふだんの暮らしをテーマに必要な用品に特化し、徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品の提供力、お客様の暮らしの多様なニーズに対応する多岐に渡る商品の提供力、お客様の暮らしのニーズに即したオリジナル商品の開発力、チェーンストア経営による利便性、お客様から支持される「ふだんの暮らし総合店」としての地域密着型ストアロイヤリティ、創業以来の企業理念や企業文化、ふだんの暮らしをテーマに必要な用品を総合的に扱い、特にハードグッズ売場や園芸植物を中心とする屋外売場を充実させた「ふだんの暮らし総合店」の実現・発展に寄与する中で培われてきたノウハウの存在及びこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在、にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が不可欠です。

当社株式等の大量取得を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては、株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、かかる当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ．当社株式の大量取得行為に関する対応策

当社は、平成23年5月26日開催の第73回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の更新について承認を得ております。（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）

当社取締役会は、上記基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、次のa.又はb.に該当する当社の株券等に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案(当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続として本プランを定めました。

- a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

- b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等保有割合及びその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.keiyo.co.jp/>）に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（平成23年4月5日付）をご参照下さい。

ロ．本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランにおいては、本プランにおいて定められる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(a)当社社外取締役、(b)当社社外監査役又は(c)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会を招集のうえ、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様様の意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年10月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,476,284	59,476,284	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	59,476,284	59,476,284		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月1日～ 平成25年8月31日		59,476,284		14,948		6,715

(6) 【大株主の状況】

平成25年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
1 ケーヨー従業員持株会	千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号	8,034	13.51
2 イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番1号	3,551	5.97
3 株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	2,620	4.41
4 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,496	4.20
5 ケーヨー槇の会	千葉県千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号	1,664	2.80
6 明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,593	2.68
7 株式会社常陽銀行	茨城県水戸市南町2丁目5番5号	1,500	2.52
8 三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	1,461	2.46
9 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,437	2.42
10 株式会社千葉興業銀行	千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号	1,363	2.29
計		25,723	43.25

- (注) 1. 上記の他、当社所有の自己株式6,900千株(11.60%)があります。
2. 上記の株式数には、信託業務に係る株式数を次のとおり含んでおります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,460千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,900,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,508,900	525,089	同上
単元未満株式	普通株式 67,384		同上
発行済株式総数	59,476,284		
総株主の議決権		525,089	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,300株(議決権13個)及び17株含まれております。
2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が次のとおり含まれております。
自己株式 44株

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台 1丁目28番1号	6,900,000		6,900,000	11.60
計		6,900,000		6,900,000	11.60

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役	社長兼小売事業本部担当	社長	醍醐 茂夫	平成25年6月1日
常務取締役	商品本部長	営業担当兼商品本部長	野口 智彦	平成25年6月1日
常務取締役	開発担当兼財務担当	財務・システム担当	大胡 敏夫	平成25年8月12日
取締役	人事・総務・システム担当兼 採用部長	人事・総務担当兼採用部長	寺田 健次郎	平成25年8月12日

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年3月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.2%
売上高基準	1.2%
利益基準	3.6%
利益剰余金基準	0.1%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,688	2,051
受取手形及び売掛金	807	1,158
商品	33,708	32,384
その他	4,878	4,888
流動資産合計	41,082	40,482
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,824	24,122
土地	11,832	11,577
その他	12,883	12,900
減価償却累計額	24,549	24,699
有形固定資産合計	23,991	23,899
無形固定資産	1,871	1,735
投資その他の資産		
投資有価証券	8,705	10,552
差入保証金	14,671	14,137
その他	5,689	4,798
貸倒引当金	522	517
投資損失引当金	86	86
投資その他の資産合計	28,457	28,885
固定資産合計	54,321	54,520
資産合計	95,404	95,003

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	16,535	19,545
短期借入金	8,795	5,006
1年内償還予定の社債	550	4,550
1年内返済予定の長期借入金	3,564	10,864
未払法人税等	696	882
資産除去債務	0	7
その他	4,267	5,017
流動負債合計	34,410	45,874
固定負債		
社債	4,550	275
長期借入金	14,559	5,476
退職給付引当金	2,858	3,018
役員退職慰労引当金	7	4
資産除去債務	514	547
その他	1,708	1,568
固定負債合計	24,196	10,890
負債合計	58,607	56,764
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,948	14,948
資本剰余金	12,595	12,595
利益剰余金	12,093	12,552
自己株式	3,995	3,995
株主資本合計	35,642	36,101
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	967	2,163
繰延ヘッジ損益	186	25
評価・換算差額等合計	1,153	2,137
純資産合計	36,796	38,238
負債純資産合計	95,404	95,003

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)
売上高	94,159	90,661
売上原価	68,174	66,107
売上総利益	25,985	24,553
販売費及び一般管理費	¹ 23,703	¹ 23,044
営業利益	2,282	1,509
営業外収益		
受取利息	91	78
受取配当金	135	96
受取賃貸料	709	721
その他	343	315
営業外収益合計	1,279	1,212
営業外費用		
支払利息	202	188
賃貸収入原価	608	635
その他	6	63
営業外費用合計	818	888
経常利益	2,743	1,833
特別利益		
固定資産売却益	22	-
投資有価証券売却益	36	-
受取補償金	55	13
特別利益合計	113	13
特別損失		
固定資産売却損	36	31
固定資産除却損	67	50
減損損失	564	327
災害による損失	3	-
その他	59	4
特別損失合計	732	413
税引前四半期純利益	2,124	1,433
法人税、住民税及び事業税	1,194	770
法人税等調整額	252	123
法人税等合計	941	646
四半期純利益	1,183	787

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	2,124	1,433
減価償却費	705	702
のれん償却額	76	76
貸倒引当金の増減額（は減少）	24	4
退職給付引当金の増減額（は減少）	161	160
受取利息及び受取配当金	226	175
支払利息	202	188
減損損失	564	327
固定資産売却損益（は益）	14	31
固定資産除却損	67	50
投資有価証券売却損益（は益）	36	-
売上債権の増減額（は増加）	173	350
たな卸資産の増減額（は増加）	507	1,323
仕入債務の増減額（は減少）	2,516	3,010
その他	294	786
小計	5,761	7,561
利息及び配当金の受取額	149	107
利息の支払額	201	188
法人税等の支払額	993	587
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,715	6,893
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	507	814
有形固定資産の売却による収入	45	21
資産除去債務の履行による支出	32	-
投資有価証券の売却による収入	189	-
敷金及び保証金の差入による支出	78	76
敷金及び保証金の回収による収入	608	562
その他	52	119
投資活動によるキャッシュ・フロー	173	187
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,661	3,788
長期借入金の返済による支出	1,372	1,782
社債の償還による支出	275	275
ファイナンス・リース債務の返済による支出	121	170
配当金の支払額	332	326
自己株式の取得による支出	421	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,183	6,343
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	705	363
現金及び現金同等物の期首残高	1,741	1,688
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 2,447	¹ 2,051

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、この変更による当第2四半期累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

下記のとおり関係会社の銀行借入に対し、連帯保証により債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年2月28日)	当第2四半期会計期間 (平成25年8月31日)
茂原商業開発㈱	439百万円	372百万円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要項目

	前第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)
給料及び手当	7,452百万円	7,380百万円
不動産賃借料	6,793百万円	6,770百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)
現金及び預金	2,447百万円	2,051百万円
現金及び現金同等物	2,447百万円	2,051百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	333	6.25	平成24年2月29日	平成24年5月25日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月2日 取締役会	普通株式	328	6.25	平成24年8月31日	平成24年11月5日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	328	6.25	平成25年2月28日	平成25年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月1日 取締役会	普通株式	328	6.25	平成25年8月31日	平成25年11月5日	利益剰余金

(金融商品関係)

投資有価証券が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください。)

前事業年度末(平成25年2月28日)

(単位:百万円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	8,074	8,074	

当第2四半期会計期間末(平成25年8月31日)

(単位:百万円)

科目	四半期貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	9,922	9,922	

(注1) 金融商品の時価の算定方法

投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(注2) 時価の把握が極めて困難と認められるため時価を注記しない金融商品

(単位:百万円)

区分	前事業年度末 (平成25年2月28日)	当第2四半期会計期間末 (平成25年8月31日)
関係会社株式(1)	98	98
非上場株式(1)	531	531
合計	630	630

(1) 関係会社株式及び非上場株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから「投資有価証券」の金額には含めておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券が、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前事業年度末(平成25年2月28日)

その他有価証券

(単位:百万円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
株式	6,579	8,074	1,495
債券			
その他			
合計	6,579	8,074	1,495

当第2四半期会計期間末(平成25年8月31日)

その他有価証券

(単位:百万円)

区分	取得原価	四半期貸借対照表計上額	差額
株式	6,579	9,922	3,343
債券			
その他			
合計	6,579	9,922	3,343

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引にヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成25年3月1日至平成25年8月31日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	22.45円	14.98円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,183	787
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,183	787
普通株式の期中平均株式数(株)	52,724,793	52,576,300

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第76期(平成25年3月1日から平成26年2月28日まで)中間配当については、平成25年10月1日開催の取締役会において、平成25年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	328百万円
1株当たり中間配当金	6円25銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年11月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月10日

株式会社ケーヨー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 勝 司 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーヨーの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第76期事業年度の第2四半期会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年3月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーヨーの平成25年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。